

一般競争入札実施要項

(目的)

第1条 この実施要項は、愛知県都市職員共済組合（以下「当組合」という。）が実施する一般競争入札の円滑な遂行と契約の適切な履行を図るために必要な事項について、競争入札に参加する方に周知することを目的としています。

(入札者を拘束する書類)

第2条 入札者様は、本一般競争入札実施要項（以下「本要項」という。）及びこれを補足する書類に拘束されます。

(入札に付す売却物件の概要)

第3条 入札に付す売却物件は、当組合が売却業務を委託した業者（以下「売却業務委託業者」という。）が作成した、別添①「売却物件」記載の物件とします。（以下「売却物件」という。）

- 2 売却物件に関する「物件概要書」は当組合のホームページより閲覧できます。
- 3 当組合並びに売却業務委託業者が売却物件に関し開示する資料は、情報提供を目的としたものであり、その内容について当組合及び売却業務委託業者は責任を負いません。

(入札参加資格)

第4条 入札に当たり、以下（1）から（8）のいずれかの条件に該当する者は参加する資格を有しません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）
- (2) 破産者で復権を得ていない者
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者
- (4) 「破壊活動防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員
- (5) 当該物件の購入目的が「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に基づくところの風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務に当たる場合の買受申出者
- (6) 当該物件の鑑定評価実施者及び鑑定評価実施者が当該物件の売買契約の媒介を行い、若しくは代理人となっている買受申出者
- (7) 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があったと認められるときから3年を経過していない者（この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
 - ① 故意に入札に付す物件を損傷し、その価値を減少させた者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者

- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 競争入札の実施に当たり当組合の職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく当組合との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 当組合に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ⑦ その他当組合に著しい損害を与えた者
 - ⑧ 前各号の一に該当する事実があったと認められるときから3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) その他当組合が不相当と認めた者

(入札前提出書類)

第5条 入札への参加を希望する方は、以下の(1)から(6)に該当する書類を、別紙に記載された「入札参加申込締切日時」までに売却業務委託業者宛に提出して下さい。また、複数者が共同で購入する場合は、共同購入者が一般競争入札参加申込書(様式第1号)の所定欄に署名捺印するとともに、以下の(4)から(6)の書類はそれぞれの購入者様についても提出して下さい。

- (1) 一般競争入札参加申込書(様式第1号)
- (2) 委任状(様式第2号:代理人名義での入札参加申込・入札参加の場合のみ。)
- (3) 入札保証金提出書(様式第3号)
- (4) 商業登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの。個人の場合は不要。)
- (5) 印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの。)
- (6) 会社概要等、会社の具体的な事業内容がわかる資料(個人の場合は年齢・職業・借入予定金融機関等を記載した書類。)

2 入札参加資格の審査に当たり、当組合及び売却業務委託業者から追加資料の提出を求める場合があります。

(入札保証金の納付等)

第6条 入札保証金の取扱いは、以下のとおりとします。

- (1) 入札保証金の納付

入札者様は入札に参加する前に、入札保証金として入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)に相当する金額を、別紙に記載の当組合の指定する口座に、「入札参加申込締切日時」までに入金となるように振り込んで下さい。

(注1) 振込手数料は入札者様の負担となります。

(注2) 入札保証金の納付後は、その取消又は変更はできません。

- (2) 入札保証金の返還

開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札者様が入札保証金提出書(様式第3号)において指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法によりお返しします。なお、金融機関への振込手続には数日の期間を要します。

(注) 入札保証金提出書に記載した振込先口座名等の記載不備により、当組合からの振込に「組戻し」等が生じた場合、組戻しにかかる手数料及び再振込手数料は入札

者様の負担とさせていただく場合があります。

(3) その他

- ① 入札保証金には利息を付しません。
- ② 入札者様が入札保証金を振り込んだ後、何らかの理由で入札に参加しなかった場合は、入札保証金の返還手続きを行いますので、必ず入札保証金提出書（様式第3号）及び入札保証金の振込金受取書（原本で銀行領収印のあるものを添付して下さい。なお、インターネットを利用した場合等、振込金受取書を受領できない場合は、事前に売却業務委託業者と協議して下さい。）を添えて別紙「提出先」に提出して下さい。ただし、入札保証金の返還は開札終了後となります。

(入札時の提出書類)

第7条 入札者様が別紙記載の「入札日時」までに提出する書類は、以下に掲げるものです。

- (1) 入札書（様式第4号）
- (2) 入札保証金の振込金受取書（原本で銀行領収印のあるものを添付して下さい。なお、インターネットを利用した場合等、振込金受取書を受領できない場合は、事前に売却業務委託業者と協議して下さい。）
- (3) 上記(1)入札書（様式第4号）と(2)入札保証金の振込金受取書は、入札書提出用封筒（様式第5号）に同封して封緘して下さい。

(入札書の作成方法等)

第8条 入札書（様式第4号）の作成及び提出は、次の各項に掲げる事項を厳守して下さい。

- (1) 入札書（様式第4号）は、入札者名及びその印章をもって作成するものとします。ただし、委任状により代理人が権限を有している場合は、代理人名及びその印章をもって作成するものとします。
- (2) 代理人が入札する場合は委任状（様式第2号）に被委任者の印鑑証明を添付して、本要項第7条に規定する提出書類とともに提出して下さい。（入札者様が法人の場合で、当該法人の社員が代表者に代わって提出する場合及び入札参加申込時に委任状を提出し委任を受ける代理人が不変の場合には、委任状を添付する必要はありません。）

※ 入札者様が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合は、次の書類が必要となります。

- ・ 日本人の場合は、居住地の日本大使館等の在外公館が発行するサイン証明
- ・ 外国人・外国法人の場合は、本国の主務機関・公証人等で本人のサインが証明できるもの（日本語訳付）

(注) 日本語訳は誰がしてもかまいませんが、訳文の下に訳者の記名・押印が必要となります。

(入札の方法)

第9条 入札書(様式第4号)を提出する場合は、別紙に記載された「入札日時」の15分前までに持参して下さい。

- 2 入札者様は当組合の指示に従い、封緘した入札書を提出しなければなりません。
- 3 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、入札書の書換、引換又は撤回を主張することはできません。また、錯誤を理由とした、入札の無効を主張することはできません。
- 4 直接提出以外の郵送等により入札することは認めません。

(開札の方法)

第10条 開札は、入札者様全員の入札書が提出されたことを確認した後、開札時に入札場所に居る入札者様の面前において当組合職員が行います。この場合において、落札者となるべき者を決定する場合は最高入札者様名及びその入札金額を、落札者となるべき者が決定しない場合は最高入札金額のみを朗読するものとします。

(入札のとりやめ等)

第11条 当組合は、入札者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることができるものとします。

(入札の無効)

第12条 次の各項の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とします。

- (1) 入札書に入札金額の記載がない場合
- (2) 入札書に印鑑証明書印又は届出印と異なる印鑑を使用した場合
- (3) ボールペン・万年筆等消えない筆記用具を使用せず入札書を作成した場合(鉛筆不可)
- (4) 入札書記載事項又は添付書類に不備がある場合

(落札者の決定)

第13条 落札者となるべき者(契約予定者、以下同じとする。)は、当組合の定めた最低売却価格以上で最高の金額を入札した方で、本要項第12条の規定に該当しない入札を行った方とします。なお、最低入札価格は以下の通りとします。

物件1 19,390,000円

物件2 2,800,000円

- 2 最低売却価格以上の最高の入札が、本要項第12条の規定により無効となった場合には、最低売却価格以上でその次に高い入札金額を入札した入札者(以下「下位順位者」という。)を落札者となるべき者とします。
- 3 落札となるべき同金額の入札をした方が二以上の時は、速やかにくじによって落札者となるべき方を決定します。

4 契約の相手方として適当であるか判断するため、落札者様に対し、当組合及び売却業務委託業者から資料の提出を求める場合があります。

(注1) 入札者様等入札関係者が開札に立ち会う場合は、開札会場への入場に際し入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認を行います。

(入札保証金の取扱い)

第 14 条 落札者様の入札保証金の取扱いは以下のとおりとします。

- (1) 落札者様の入札保証金は、その請求により契約保証金の全部又は一部に振り替えることができます。
- (2) 落札者様が契約を締結しない場合には、入札保証金は当組合に帰属するものとします。

(売買契約の締結)

第 15 条 落札者様と当組合の間で、不動産売買契約書(案)に基づいた売買契約を、別紙記載の「契約締結期限」までに締結します。(原則として契約締結期限の繰り延べはできません。)なお、不動産売買契約書(案)の内容については、原則として変更を受け付けることはできません。

- 2 落札者様は、別添②「主な売却条件について」を承認の上でご契約していただきます。
 - 3 契約に当たり、売却業務委託業者より、重要事項及び契約手続についての説明を行います。
 - 4 本物件建物(設備機器等を含む)及び土地に関する地中障害物、土壌汚染、等の対象物件に関する一切の契約不適合責任について、当組合はその責任を負いません。
 - 5 売買契約締結時に売却業務委託業者である愛知宅建サポート株式会社に所定の仲介手数料(売買代金の3%+6万円<別途消費税>)をお支払いいただきます。
- ※他の媒介業者を介しての入札参加も可能です。

(契約保証金の取扱い)

第 16 条 契約保証金の取扱いは、以下のとおりとします。

- (1) 落札者様は、落札価格の100分の10以上の契約保証金(円未満切り上げ)を契約締結期限までに、別紙に記載された当組合が指定する口座に振り込んで下さい。(振込手数料は落札者負担。)
- (2) 契約保証金には利息を付しません。

(質問事項)

第 17 条 入札関係書類及び売却物件の内容について、質問等がある場合には、別紙の売却業務委託業者までお問い合わせ下さい。

なお、売却物件の内容に関する質問、入札結果の照会については、原則、E-mail にて受け付けます。売却業務委託業者が回答可能な範囲で回答しますが、返答出来ない場合や、時間を要する場合があります。

(提出書類の様式)

第 18 条 入札のために提出する書類については、当組合所定の様式によらなければなりません。

(その他)

第 19 条 落札者様と契約者は原則同一の者でなければなりません。入札参加申込時に申し出があり当組合が認めた場合には、落札者様と契約者が異なることも可としますので、事前に売却業務委託業者宛に照会して下さい。

2 地方公共団体が本入札に参加される場合の手続きについては、売却業務委託業者宛に照会して下さい。

- (1) 本要項第5条及び第6条(1)に規定する入札参加申込期間は、次のとおりです。

日時：令和3年10月19日(火)午前9時より令和4年1月24日(月)午後5時まで

提出先：〒451-0031

愛知県名古屋市西区城西五丁目1番14号 愛知県不動産会館

愛知宅建サポート株式会社

- (2) 本要項第6条(1)及び第16条(1)に規定する当組合の指定する口座は次の通りです。

三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所

普通預金 NO. 186640

宿泊管理 愛知県都市職員共済組合

尚、振込等で当組合の所在地、電話番号等を記入する際は次の通りご記入下さい。

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目3番2号

愛知県都市職員共済組合

電話番号 052-951-5233

- (3) 本要項第9条に規定する入札日時は、以下のとおりです。

日時：令和4年1月31日(月)午後2時00分より

場所：〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目3番2号

愛知県自治センター5階 第5会議室

- (4) お問い合わせ先は、以下のとおりです。

連絡先(売却業務委託業者)

〒451-0031 愛知県名古屋市西区城西五丁目1番14号 愛知県不動産会館

愛知宅建サポート株式会社

E-mail: info@aichitakken-sp.com

- (5) 本要項15条第1項に規定する契約締結期限は、以下のとおりです。

日時：令和4年3月31日(木)まで

※開発許可等、行政手続きの進捗状況に応じて当該期日を延伸する場合があります。

- (6) 売却物件の引渡し期限は、以下のとおりです。

日時：令和4年4月28日(木)まで

※当組合及び売却業務委託業者へのお問い合わせ等の受付は、土・日曜日及び祝日は行いません。

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

愛知県都市職員共済組合
理事長 榎垣田 政信 殿

申込人 住所 (所在地)
(入札者) 氏名 (法人名)
(代表者名) 実印
電話番号

代理人 住所 (所在地)
氏名 (法人名)
(代表者名) 実印
電話番号

以下の物件の一般競争入札に参加したいので、申込みます。

(参加される物件名に○を記入して下さい)

(○を記入)	物 件 名
	物件1 シーサイド伊良湖及びテニスコート
	物件2 共同住宅
購入後の利用用途	

(注1) 代理人名義での入札参加申込・入札参加の場合は、委任状(様式第2号)を添付して下さい。

(注2) 申込人又は代理人が法人の場合は、代表者を申込人又は代理人として下さい。

(注3) 共同購入する場合には、裏面にも記名・捺印をお願いします。

(様式第 1 号) 【裏面】

共同購入者は、以下のとおりですので、共同購入者も入札関係書類を熟読し、一般競争入札に参加したいので、申し込み致します。

共同購入者住所 (所在地)
氏名 (法人名)
(代表者名) 実印
電話番号

共同購入者住所 (所在地)
氏名 (法人名)
(代表者名) 実印
電話番号

共同購入者住所 (所在地)
氏名 (法人名)
(代表者名) 実印
電話番号

共同購入者住所 (所在地)
氏名 (法人名)
(代表者名) 実印
電話番号

(注 1) 複数者が共同で購入する場合は、以下の (1) から (3) の書類はそれぞれの購入者についても提出して下さい。

(1) 商業登記簿謄本 (発行日から 3 ヶ月以内のもの。個人の場合は不要。)

(2) 印鑑証明書 (発行日から 3 ヶ月以内のもの。)

(3) 会社概要等、会社の具体的な事業内容がわかる資料

(個人の場合は年齢・職業・借入予定金融機関等を記載した書類。)

(注 2) 共同購入者の代表者となるものが、申込者 (入札者) として提出して下さい。

(注 3) 記入が不足する場合、本様式の複写の上、提出して下さい。

委任状

愛知県都市職員共済組合
理事長 榎垣 政信 殿

代理人 住所（所在地）
氏名（法人名）
（代表者名）

使用印鑑

私は、上記の者をもって代理と定め、以下の権限を委任します。

記

保養所施設「シーサイド伊良湖」等の土地・建物の売却に係る一般競争入札参加申込・
入札参加及びこれに付帯する一切の権限

以上

令和 年 月 日

委任者 住所（所在地）
氏名（法人名）
（代表者名）

実印

入札保証金提出書

令和 年 月 日

愛知県都市職員共済組合
理事長 榎垣田 政信 殿

入札者 住所（所在地）
氏名（法人名）
（代表者名）

実印

令和 年 月 日 銀行・信用金庫 支店 より
下記物件の入札保証金として振込み致しました。

物件名：「シーサイド伊良湖及びテニスコート」

なお、落札とならなかった場合、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を以下の口座に振込み下さい。

金融機関名							
支店名							
種類	普通・当座・その他						
口座番号							右詰めで記入して下さい
口座名義人氏名 (法人名)	(フリガナ)						

(注1) 入札者が必ず押印の上、ご提出下さい。

(注2) 入札保証金の返還については、入札日から数日の期間を要します。

入札保証金提出書

令和 年 月 日

愛知県都市職員共済組合
理事長 榎垣田 政信 殿

入札者 住所(所在地)
氏名(法人名)
(代表者名)

実印

令和 年 月 日 銀行・信用金庫 支店 より
下記物件の入札保証金として振込み致しました。

物件名:「共同住宅」

なお、落札とならなかった場合、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を以下の口座に振込み下さい。

金融機関名							
支店名							
種類	普通・当座・その他						
口座番号							右詰めで記入して下さい
口座名義人氏名(法人名)	(フリガナ)						

(注1) 入札者が必ず押印の上、ご提出下さい。

(注2) 入札保証金の返還については、入札日から数日の期間を要します。

入札書

令和 年 月 日

愛知県都市職員共済組合 御中

物件名：「シーサイド伊良湖及びテニスコート」

入札者 住所（所在地）

氏名（法人名）
（代表者名）

実印

ご担当者氏名・ご連絡先

表記記載の物件につき、下記条件にて買受けることを申し入れ致します。

記

1. 入札金額

	億		百万			千				円
--	---	--	----	--	--	---	--	--	--	---

※数字は算用数字を用い、金額の先頭に「金」の文字をご記入下さい。

2. 売買条件
- ①公簿売買とし、実測精算はしない
 - ②現況有姿とし、契約不適合責任免責での売買とする
 - ③その他入札関係書類に基づく売却条件に準ずるものとする。

3. 利用用途 _____

4. 支払条件 契約保証金10%以上、残代金一括支払

（注1）入札書の提出にあたっては、入札保証金の振込金受取書（原本で領収印のあるもの）とともに、他の書類とは別に封緘して、ご提出下さい。

入札書

令和 年 月 日

愛知県都市職員共済組合 御中

物件名：「共同住宅」

入札者 住所（所在地）

氏名（法人名）
（代表者名）

実印

ご担当者氏名・ご連絡先

表記記載の物件につき、下記条件にて買受けることを申し入れ致します。

記

3. 入札金額

	億		百万			千				円
--	---	--	----	--	--	---	--	--	--	---

※数字は算用数字を用い、金額の先頭に「金」の文字をご記入下さい。

4. 売買条件
- ①公簿売買とし、実測精算はしない
 - ②現況有姿とし、契約不適合責任免責での売買とする
 - ③その他入札関係書類に基づく売却条件に準ずるものとする。

3. 利用用途 _____

4. 支払条件 契約保証金10%以上、残代金一括支払

（注1）入札書の提出にあたっては、入札保証金の振込金受取書（原本で領収印のあるもの）とともに、他の書類とは別に封緘して、ご提出下さい。

【入札書提出用封筒記入例】

The diagram shows a bid envelope with the following layout:

- Top center: A row of seven small squares, with a hyphen between the third and fourth squares.
- Right side (vertical text): 愛知県都市職員共済組合 (Aichi Prefecture Urban Employees Mutual Aid Association), 理事長 瀬田 政信 殿 (Chairman, Masanobu Seto, Honorable). Below this is a vertical line with a circle containing the character "印" (Seal).
- Center (vertical text): 物件名 (Property Name), シーサイド伊良湖及びテニスコート (Seaside Iroko and Tennis Court).
- Left side (vertical text): 令和 年 月 日 開札 (Opening date in Reiwa year, month, and day), 入札者名 (Bidder Name).
- Bottom center (vertical text): 入札書在中 (Bid Book Inside).
- Bottom corners: Six circles, each containing the character "印" (Seal), arranged in two rows of three.

※入札書提出用封筒の様式は、日本工業規格長形3号（120mm×235mm）とします。

- (注1) この封筒には入札書と入札保証金の振込受取書のみを入れて必ず封緘して下さい。
- (注2) 物件1及び物件2ともに入札に参加される場合は、まとめて同封しても構いません。その場合の物件名の記載欄は「シーサイド伊良湖及びテニスコート」「共同住宅」と併記してください。
- (注3) 割印は実印でなくても構いません。

		(シーサイド伊良湖)		
物件 1	土地 (登記簿記載)	①	所 在：田原市中山町岬 地 番：1番43 地 目：宅地 地 積：8,382.23㎡	
		②	所 在：田原市中山町岬 地 番：1番75 地 目：保安林 地 積：2,613㎡	
		③	所 在：田原市中山町岬 地 番：1番76 地 目：保安林 地 積：2,196㎡	
	建物 (登記簿記載)	①	所 在：田原市中山町岬1番地43 家屋番号：1番43 種 類：保養所 構 造：鉄筋コンクリート造ルーフイング葺3階建 床 面 積：1階 1649.62㎡ 2階 1501.18㎡ 3階 1482.40㎡ 築年月日：昭和52年3月新築	
		②	種 類：寄宿舎 構 造：鉄筋コンクリート造ルーフイング葺3階建 床 面 積：1階 148.78㎡ 2階 143.40㎡ 3階 143.40㎡	
			(テニスコート)	
	土地 (登記簿記載)		所 在：田原市中山町岬 地 番：345番6 地 目：保安林 地 積：6,600㎡	

		(共同住宅)	
物件 2	土地 (登記簿記載)	所 在：田原市西山町明和 地 番：161番 地 目：宅地 地 積：991.73㎡	
	建物 (未登記)	①	所 在：田原市西山町明和161番地 種 類：共同住宅 構 造：軽量鉄筋造スレート葺平家建 床 面 積：128.71㎡
		②	所 在：田原市西山町明和161番地 種 類：共同住宅 構 造：軽量鉄筋造スレート葺平家建 床 面 積：128.71㎡
		③	所 在：田原市西山町明和161番地 種 類：共同住宅 構 造：木造瓦葺平家建 床 面 積：19.83㎡

主な売却条件について

【物件1】（シーサイド伊良湖及びテニスコート）

＜中山町岬1番43（シーサイド伊良湖）＞

- (1) 売主は、買主に対して、売主が入札公告時点で保有していた建設図書及び測量図等に限り交付するものとし、その他の建設図書及び測量図等の交付義務がないものとし、買主は売主に対してその他の建設図書及び測量図等の交付を請求しないものとし、
- (2) 本建物は、屋根、外壁、バルコニー、ロビー、厨房、客室、事務室、給排水設備等の内外部の経年劣化・破損・汚損があります。また、屋外キュービクル・給排水・合併浄化槽・給湯・排気・各種配管等設備については令和3年3月31日時点において営業に支障を来す欠損はありませんが、経年劣化は相応にあります。買主は、これを容認し、それを前提にその責任において実施した内覧、現状確認に基づき、契約書所定の金額により本建物を現状有姿で購入します。
- (3) 本件土地の地歴調査を実施した結果、過去に土壌汚染を発生させるような使用がなされた可能性は低いという結果が出ております。なお、本土地については、地中埋設物、地盤、土壌汚染に関する専門家調査は未了です。万一、地中埋設物、軟弱地盤、土壌汚染が認められた場合でも、その除去工事等の費用は全て買主が負担するものとし、
- (4) 本物件は、埋蔵文化財包蔵地に該当しておりますので、再建築、新たな附属建物新築工事、大規模な改修工事を実施する際には、工事着工60日前に埋蔵文化財発掘の届出が必要となり、その際の調査費用は買主が負担するものとし、
- (5) 石綿障害予防規則第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析を実施した結果、調査箇所5か所に対し2か所（1階ロビー内壁塗材及び1階更衣室通路内壁塗材）において石綿が確認されています。本建物の増改築又は解体の際に、石綿飛散防止措置が必要となった場合には、その費用は買主が負担するものとし、
- (6) 配管やエレベーター等の建物設備機器については大規模な改修工事を実施していません。今後、定期的な修繕費及び多額の改修工事費が必要となります。
- (7) 本建物は、都市計画法第34条第2号により許可を取得し建築されています。したがって、本建物は、その対象となる施設として運用可能な方または都市計画法第34条各号の開発許可を得て本建物を運用可能な方に限定して売り渡します。買主は、自身の責任において田原市と購入後の運営計画について事前相談を実施の上、入札に及び、本契約を締結します。
- (9) 保安林部分については、新たな建物を建築することができません。また、立木等も原則伐採することはできません。
- (10) 現在重油タンクが設置されている付近に、かつて、地下重油タンクがありました

が、埋め戻しをしています。

- (11) 第二次世界大戦時、本物件付近は試砲場となっており、北北東に位置していた伊良湖射場施設の砲弾の射線上になっていたため、砲弾等地中に埋まっている可能性があります。砲弾等が発見された場合の行政等への連絡及び撤去費用等発生した場合は買主負担となります。
- (12) 本建物の裏側に井戸が存在します。もっとも、当該井戸は長年使用されておらず、使用できるか否かが不明であり、水質検査は実施しておりません。
- (13) 本建物の裏側には、かつて、小規模な焼却炉がありましたが、現在は撤去されています。
- (14) 本建物の附属建物（寄宿舍）は、屋根の破損、扉ガラスの割れ、雨漏りがあり、室内にも著しい損傷があります。買主は、これを容認し、これを前提にその責任において当該附属建物についても内覧、現状確認を実施しこれに基づき、契約書所定の金額により同附属建物を含む本建物を現状有姿で購入するものです。
- (15) 本物件所在地は、津波災害警戒区域に指定されています。なお、本建物は、津波避難ビルに指定されています。

<中山町岬345番6（テニスコート）>

- (1) 売主は、買主に対して、売主が入札公告時点で保有していた測量図等に限り交付するものとし、その他の測量図等の交付義務がないものとし、買主は売主に対してその他の測量図等の交付を請求しないものとします。
- (2) 本件土地の地歴調査を実施した結果、過去に土壤汚染を発生させるような使用がなされた可能性は低いという結果が出ております。なお、本土地については、地中埋設物、地盤、土壤汚染に関する専門家調査は未了です。万一、地中埋設物、軟弱地盤、土壤汚染が認められた場合でも、その除去工事等の費用は全て買主が負担するものとします。
- (3) 本物件は、埋蔵文化財包蔵地に該当しておりますので、新たな附属建物新築工事、大規模な改修工事を実施する際には、工事着工60日前に埋蔵文化財発掘の届出が必要となります。
- (4) 第二次世界大戦時、本物件付近は試砲場となっており、北北東に位置していた伊良湖射場施設の砲弾の射線上になっていたため、砲弾等地中に埋まっている可能性があります。砲弾等が発見された場合の行政等への連絡及び撤去費用等発生した場合は買主負担となります。
- (5) 本土地の地目は、保安林です。敷地面積6,600㎡のうち3,643.28㎡を雑種地として保安林の指定を解除し、テニスコートとして利用していましたが、現況は、経年劣化し全体的に草が生え荒地となっております。

【物件 2】

<西山町明和161番（共同住宅）>

- (1) 売主は、買主に対して、売主が入札公告時点で保有していた測量図等に限り交付するものとし、その他の測量図等の交付義務がないものとし、買主は売主に対してその他の測量図等の交付を請求しないものとします。また、本建物にかかる建物図面等の書類はないため、売主には同書類の交付義務はなく、買主は売主に対して同書類の交付を請求しないものとします。
- (2) 本建物は、屋根、外壁、内壁、床、天井（雨漏り痕）等の内外部に著しい経年劣化、汚損、破損があります。また、建物③については、廃屋状態となっています。買主は、これを容認し、それを前提にその責任において実施した内覧、現状確認に基づき、契約書所定の金額により本建物を現状有姿で購入します。
- (3) 本件土地の地歴調査を実施した結果、過去に土壤汚染を発生させるような使用がなされた可能性は低いという結果が出ております。なお、本土地については、地中埋設物、地盤、土壤汚染に関する専門家調査は未了です。万一、地中埋設物、軟弱地盤、土壤汚染が認められた場合でも、その除去工事等の費用は全て買主が負担するものとします。
- (4) 本土地は、市街化調整区域であり線引き前宅地ですが、愛知県開発審査会基準第17号の要件を満たさないため、原則として再建築ができません。